

～みんなちがって みんないい (その10)～

3月になりました。1年が過ぎるのは本当に早いですね。暖かくなってきたことを実感するように、桜のつぼみが膨らみ始めました。

最終回となる今回は「合理的配慮」についてお話ししたいと思います。

みなさんは「合理的配慮」という言葉をご存じでしょうか。合理的配慮は「障害のある人の人権が、障害の無い人と同じように保障されるとともに、教育や就労などの社会生活において平等に参加することができるよう、個々の特性に合わせて行われる配慮」のことです。これは2016年に制定された「障害者差別解消法」により、学校を始めすべての施設や会社・事業所などには、合理的配慮を提供することが義務付けられています。

学校教育においても様々な合理的配慮の提供が義務付けられていますが、合理的配慮を提供するためには医療や福祉の根拠が必要になります。発達障害等の診断に関連した支援等がそれにあたります。例えば、歩行が困難な状況にあり、車椅子を使用する必要がある場合、トイレを含めた介助や階段の昇降などの支援が受けられます。SLD（学習症）の診断があり、文字の読み書きに困難さが認められれば、「ルビ振り」の教材やテスト、宿題の量の調整について保護者と相談の上、提供することができます。

ただし、合理的配慮は要求されたものすべてを提供できるというわけではありません。例えば先述したように車椅子を使わざるを得ない状況に児童がある時、「児童専属の支援員が欲しい」とか、「エレベーターを設置して欲しい」と要求されても、大村市の財政状況に余裕が無ければ難しく、また、施設の改良については恒久的に必要と認められない限り代替の支援提供でしか対応できないこととなります。

もう一つ考慮しなければならないことがあります。それは「合理的配慮」と「ユニバーサルデザイン」の違いです。これも先述の「SLD（学習症）」への対応で考えることができます。「字の読み書きに困難を抱える」児童への支援として用いる「ルビ振り支援」などは、「ユニバーサルデザイン」として考えれば「学習に苦手感のある児童に対しても有効な支援」ということが言えます。「ユニバーサルデザイン」の根本的な理念は「支援が

必要な人への支援は、必要の無い人にとっても便利で有効な支援である」ということです。この点に鑑みれば、すべての児童が使うテストや教材をルビ振りに変えてしまうことは児童の学びを支援する良い取組に思えますが、本当にそうでしょうか？ ルビを読むようになれば、かなりの割合の児童が、いつまでたっても漢字を読んだり書いたりする十分な力を身に付けられないままになってしまいます。これと同じような経験を保護者の皆さんも経験されていると思います。スマートフォンを常用するようになって、メールは打てるけど、いざ字を書こうとすると漢字を忘れてしまっていたり、知り合いやお店の電話番号など全く覚えていなかったりしませんか？ それと同じことが起きるのです。「便利である」≠「学習の理解が深まる」とは一概には言えないのです。

「合理的配慮」についても同様なのです。例えば「ADHDなので、宿題の量を減らして、枠なども大きくして欲しい」という配慮は可能です。しかし、いつまでもこの状態を変えずに続けることが本人の力を伸ばすことには繋がらないのです。

以前、「長崎県立こども医療福祉センター」内にある「長崎県発達障害者支援センター しおさい」の研修を受けた際、次のような話がありました。

『学校現場では、合理的配慮の提供として、宿題の量や時間の調整など様々な配慮を行っていると思いますが、それだけではダメなのです。本人にも力を伸ばしていくことの大切さを理解させ、家族もそのことを理解しておく必要があります。世の中に出て就労する際は、合理的配慮がどれだけ必要になるのかか鍵になります。「自分は時間内に作業を終わらせることは無理なので、量を半分にして欲しい」や「納期までに仕上げる時間を倍の時間欲しい」という人と、「3分の2、4分の3は作業できる」「時間は他の人と同じで大丈夫」という二人を企業が選択する場合、必ず後者を採用します。「できるように支援していく」を目指すための合理的支援でもあるのです。』という話にとっても納得しました。

「合理的配慮」は困り感を有する人をサポートするための大切な取組です。同時に、この支援を出来る限り少なくしていけるようサポートしていくことも重要です。これから目指すべき多様化の社会、インクルーシブ社会を充実させていく上で、考えなければならないことでもあります。